

高松市子ども・子育て支援推進計画（案）

（平成27年度～31年度）

概要版

高松市子ども・子育て支援推進計画(案)とは？

★ 計画の背景と目的

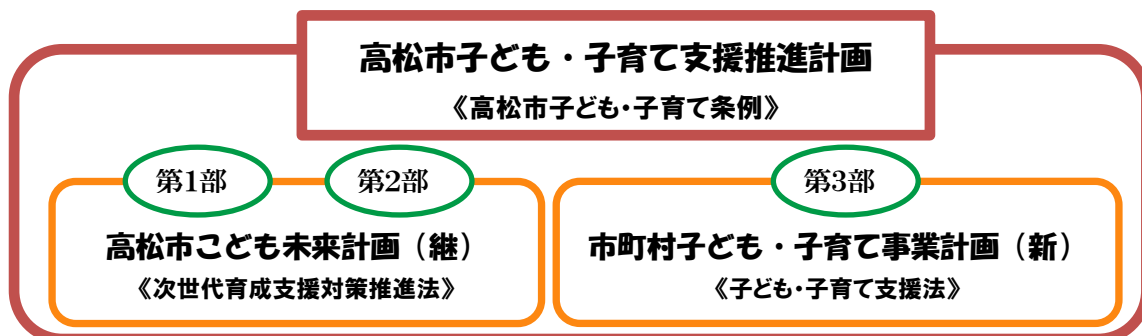
少子化の進行に一向に歯止めがかからないことや、子どもや子育てを取り巻く環境が一層厳しくなっていることを受けて、国は、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」を成立させ、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートすることとしました。

一方、本市においては、これまで、次世代育成支援対策推進法に基づき、「高松市こども未来計画」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭等への支援に取り組んできましたが、平成 25 年 3 月に「高松市子ども・子育て条例」を公布・施行し、この条例に則り、子ども・子育て支援施策を計画的かつ効果的に実施していくこととしています。

このような中、平成 26 年度末で、「高松市こども未来計画（後期計画）」が終了すること、また、国が子ども・子育て支援法に基づく計画の策定を市町村に義務付けたことを受けて、国・県の動向や保護者のニーズを見極めながら平成 27 年度から始まる新たな計画を作成するものです。

★ 計画の位置付け

この計画は、高松市子ども・子育て条例第 10 条で規定する推進計画であり、子ども・子育て支援法第 61 条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく次期「高松市こども未来計画」を推進計画の中に位置付けて、一体的に策定します。



★ 計画期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する5年間（平成 27 年度～31 年度）を計画期間とします。

★ 基本理念

子どもは、高松市の次の時代を支えていく、かけがえのない宝です。

子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進する中で、明るくいいきとした子どもの笑顔、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔など、たくさんの笑顔が輝くまちの実現を目指します。

基本理念

みんなで子育て！ 笑顔かがやくまち -たかまつ-

★ 基本目標

本市では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、基本目標と数値目標を定めます。

基本目標
高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり

【数値目標】高松市は「子育てしやすいまちだと思う人」の割合

区分	平成 20 年度 アンケート調査結果	平成 25 年度 アンケート調査結果	平成 31 年度目標数値
就学前児童の 保護者	37.8% (45.8%)	48.4% (39.9%)	80%
小学生児童の 保護者	43.6% (39.0%)	45.0% (40.4%)	75%

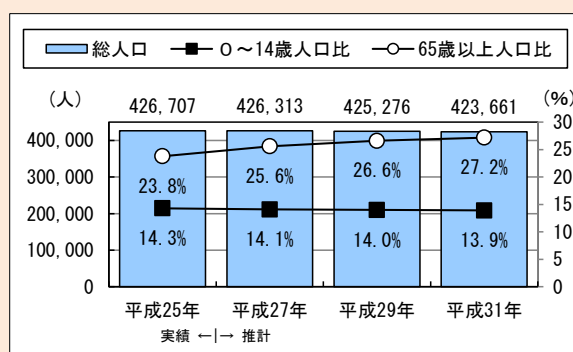
※ 平成 20、25 年度のアンケート調査では、「思う」、「思わない」、「どちらともいえない」、「その他」の 4 択であったが、今後は、「思う」「どちらかと言えば思う」、「どちらかと言えば思わない」「思わない」を選択肢とする。なお、() 内は「どちらともいえない」と回答した割合である。

高松市の子どもをといまく状況は？

★ 将来の人口推計

本市の 0～14 歳人口は、現状のまま推移すると、平成 25 年の 60,974 人から平成 31 年には 58,710 人に減少し、総人口に占める割合は 13.9%になると見込まれています。

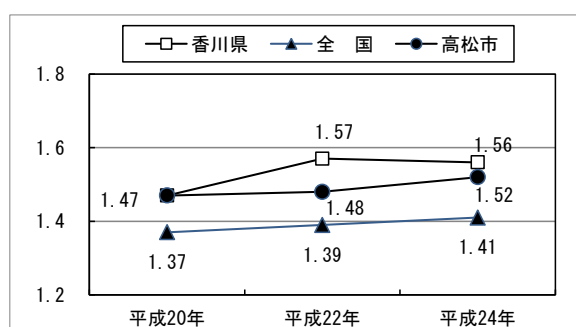
資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日）



★ 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）は、平成 24 年では 1.52 と、全国（1.41）を上回っていますが、人口を維持するために必要な 2.08 を、大幅に下回っています。

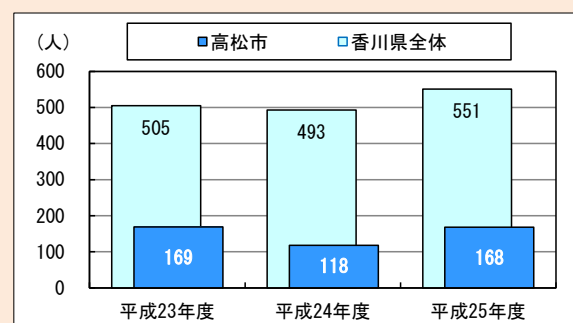
資料：人口動態統計



★ 児童虐待相談対応件数

高松市子ども女性相談室における児童虐待相談対応件数は、平成 25 年度には 168 件と、子どもにとっては依然として深刻な状況です。また、虐待の種類ではネグレクトが最も多くなっています。

資料：高松市子ども女性相談室



計画の3つの体系と主な施策

基本方向1 「子どもの成長」への支援

全ての子どもの健やかな成長を支援するため、母子の健康の確保と増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、子どもの生きる力を育てる教育や体験学習環境の整備・充実に努めます。また、障がいのある子やひとり親家庭等の配慮が必要な子ども、社会的養護が必要な子どものほか、貧困の状況にある子どもなどが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう支援します。

1 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

<主な取組み事業>

- 妊婦一般健康診査事業・妊婦歯科健康診査事業
- 産後ケア事業
- こども相談事業
- 発育・発達相談事業
- 在宅当番医制事業
- 性感染症予防事業
- 食に関する情報発信事業
- 妊産婦訪問指導・新生児訪問指導
- 1歳6か月児・3歳児健康診査事業
- ことば相談事業
- 母子保健セミナー・母子健康教育
- 特定不妊治療費助成事業
- 喫煙・飲酒、薬物乱用対策
- 親子楽しいクッキング教室 など

2 健やかな成長を促す学びへの支援

<主な取組み事業>

- 認定こども園整備事業
- 生きる力を育てる学校教育の推進事業
- 学校図書館活性化事業
- 小中一貫・連携教育推進事業
- 「寛学」事業
- 学校体育推進事業
- いじめ等対策事業
- 農業体験教室・水産教室
- あかちゃん出会い・ふれあい交流事業
- 公立保育所・幼稚園施設整備事業
- 保・幼・小連携推進
- 少人数学級推進事業
- 環境教育推進事業
- 学校巡回芸術教室
- 不登校対策事業
- 児童生徒指導推進事業
- サンクリスタル学習事業
- 保育体験学習事業 など

3 配慮を要する子どもと保護者への支援

<主な取組み事業>

- 人権啓発活動事業
- 養育支援訪問事業
- 発達障がい児等支援事業
- 特別支援教育推進事業
- 発達障がい児等支援体制構築事業
- 自立支援プログラム策定事業
- 児童家庭相談事業
- 要保護児童対策事業
- 在宅障がい児ふれあい事業
- 発達障害者サポート事業
- ひとり親家庭自立支援事業
- 母子生活支援施設運営事業 など

基本方向2「子育て家庭」への支援

全ての子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、経済的支援だけでなく、地域社会全体で支援します。

また、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

1 地域における子育て支援

<主な取組み事業>

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ○地域子育て支援拠点事業 | ○子育て集会室“夢てらす”事業 |
| ○地域子育て推進事業 | ○相談事業（スマイルテレフォン等） |
| ○地域コミュニティ活動推進事業 | ○利用者支援事業 |
| ○ファミリー・サポート・センター事業 | ○子育て短期支援事業 |
| ○子育て支援総合情報発信事業 | ○はじめてのパパママ教室 |
| ○子育て力向上応援講座事業 | ○家庭教育学級事業 |
| ○子ども読書まつり事業 | ○こども医療費助成事業※1 |
| ○多子世帯保育料減免事業※2 | ○幼稚園就園奨励費事業・就学奨励事業 |
| ○教育資金支援事業 | ○児童手当事業 など |

取組のポイント

アンケート調査結果から、理想どおりの子どもの数を持ってない最大の理由は「経済的な負担」であることがわかりました。そこで、人口の減少・少子化の流れを食い止めるため、経済的支援の充実に取組みます。

- ※1 子どもの医療費助成事業の対象年齢を、通院については平成27年4月から小学校を卒業する12歳年度末まで引き上げ、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。
- ※2 若い世代が二人目、三人目の子どもを持ちたいと思えるような施策を重視する観点から、市独自の幼稚園・保育所等の利用料の第二子以降の多子世帯への上乗せ減免について、平成28年度からの実施を検討します。

2 子育てと仕事の両立支援

<主な取組み事業>

- | | |
|----------------------------|--------------------|
| ○待機児童対策事業 | ○一時預かり事業 |
| ○延長保育・休日保育・夜間保育事業 | ○病児・病後児保育事業 |
| ○認可外保育施設助成事業 | ○すこやか認定保育所助成事業 |
| ○放課後児童クラブ事業 | |
| ○一体型放課後児童クラブ及び放課後子ども教室推進事業 | |
| ○男女共同参画に関する各種セミナー実施事業 | ○子育て支援中小企業等表彰事業 など |

基本方向3 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり

社会経済の発展や地域の都市化によって、子どもが身近な場所で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。年齢に応じた安全な子どもの居場所を提供するとともに、住み慣れた地域において交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組を推進します。

地域社会全体で子どもを育てる環境をつくるため、子どもの成長・子育て家庭を支える人材の確保・育成に努めます。

1 子どもにとって安全・安心な環境づくり

<主な取組み事業>

- 不審者情報提供事業
 - 防犯灯新設等補助事業
 - 幼年・少年消防クラブ育成事業
 - 情報モラル教育推進事業
 - 身近な公園整備事業
 - 児童厚生施設管理運営事業
 - 放課後子ども教室事業
 - ノンステップバス導入事業
 - マタニティバッジ・マタニティカードの配布
 - 安全で安心なまちづくり推進事業
 - 小・中学校施設耐震化事業
 - 白ポスト有害図書回収事業
 - 青少年健全育成市民会議補助事業
 - ちびっこ広場整備事業
 - 児童館管理運営事業
 - バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業
 - 公共交通旅客施設バリアフリー化整備事業
- など

2 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり

<主な取組み事業>

- コーディネーター養成支援事業
 - 地域コミュニティ活動推進事業
 - 高松市こども未来館整備事業
 - 地域組織（母親クラブ）補助事業
 - 地域まちづくり交付金交付事業
 - こども未来ネットワーク会議開催事業
- など

≪ 計画体系図 ≫

基本方向	基本目標	施策の推進内容
1. 「子どもの成長」への支援	1. 子どもの心身の健やかな育ちへの支援	①妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実
		②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		③「食育」の推進
	2. 健やかな成長を促す学びへの支援	①幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上
		②「生きる力」を育てる学校教育の推進
		③体験学習活動・地域活動の充実
	3. 配慮を要する子どもと保護者への支援	①児童虐待やいじめの防止の推進
		②障がいのある子どもへの支援の充実
		③ひとり親家庭への支援の充実
④社会的養護が必要な子どもへの支援の充実		
2. 「子育て家庭」への支援	1. 地域における子育て支援	①地域における子育て家庭への支援の充実
		②家庭における教育力の向上
		③経済的負担の軽減
	2. 子育てと仕事の両立支援	①多様な保育事業の提供
		②ワーク・ライフ・バランスの推進
		③経済的負担の軽減
3. 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり	1. 子どもにとって安全・安心な環境づくり	①防犯・交通安全・防災対策の推進
		②有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進
		③子どもの遊び場・居場所づくり
		④子育て家庭にやさしいまちづくりの推進
	2. 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成と地域づくり	①子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実
		②子育て支援の中核施設の整備とネットワークの構築
		③経済的負担の軽減
		④地域コミュニティ活動の推進

法定事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(子ども・子育て支援事業計画)

(1)教育・保育事業

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無を「1号認定」「2号認定」「3号認定」に分けて認定した上で、給付を行う仕組みとなっています。

従って、教育・保育の必要量は、この認定区分ごとに見込みます。但し、幼稚園は保護者の就労等に関わらず利用できることから、幼稚園を希望する2号認定の子どもは、「2号認定(学校教育の希望強)」として量を見込み、提供体制については、1号認定とあわせて確保を図ります。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定 (学校教育の希望強)	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当するが、幼稚園の利用を希望する子ども	
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業

<量の見込み>・・・支給認定の状況等を踏まえ、平成29年度に中間見直しを行います。

	平成29年度					平成31年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳		学校教育の希望強	左記以外	0歳	1・2歳
量の見込み(必要利用定員)	4,426	1,975	5,309	1,216	3,910	4,425	1,974	5,308	1,195	3,881

<確保の方策>

※ 園児募集に向けた各施設からの確認申請の結果、移行施設数や利用定員の設定が当初予定を下回ったことから、子ども・子育て支援会議部会に申請状況を報告したところです。現在、改めて28年度以降の意向調査を行っており、その結果を踏まえ、施設整備の見直しを含めた確保方策案の修正を行っております。

(2)地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み(上段) 確保方策(下段)		
		実績 (25年度)	平成 29年度	平成 31年度
利用者支援事業	児童や保護者が施設選択や子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡調整などを行う事業。	4か所	4か所	4か所
		◎現状で確保できている		
時間外保育事業	保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を行う事業。	5,950人	5,901人	5,870人
		62か所	66か所	66か所
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与える事業。	4,237人	4,214人	4,134人
		98教室	113教室	122教室
子育て短期支援事業	保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで、家庭における養育等が一時的に困難な場合、児童福祉施設等で児童を一時的に養育する事業。	2人日	56人日	56人日
		1か所	◎2か所	
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。	3,984人	3,809人	3,746人
		◎保健センター、香川県助産師会(一部委託)		
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門資格を持つ養育支援員が、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業。	39人	47人	47人
		◎養育支援員17人		
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。	72,409人回	157,728人回	153,588人回
		31か所	◎現状で確保できている	
一時預かり事業(幼稚園型)	幼稚園が在園児を対象に、通常の教育時間の前後や、土曜日曜、長期休業中に教育を行う事業で、いわゆる「預かり保育」。	168,500人日	356,910人日	356,818人日
		35か所	私立幼稚園35か所 人の確保により提供体制を確保	
一時預かり事業(保育所型)	保護者が病気や急用の場合などに、保育所や認定こども園等で一時的に子どもを預かる事業。	14,601人日	36,000人日	49,274人日
		29か所	33か所	33か所
病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。	5,660人日	7,396人日	7,814人日
		5か所	◎6か所	
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしてほしい人と、育児の援助をしたい人が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業。	5,637人日	6,530人日	6,530人日
		◎確保できている		
妊婦健康診査事業	安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業。	3,875人	3,965人	3,894人
		◎医師会及び助産師会に委託		

※◎は、現状で、量の見込みに対して、提供体制が確保できていることを示しています。